

2009年10月1日より

期間雇用社員賃金が改定されます

地域別基準額区分を現行の特(甲※)・甲・乙、丙の4区分から地域最賃を基準に改定

《 改定内容の概要 》

- 1 地域別基準額を現在の4区分(特・甲・乙・丙)から都道府県に変更
- 2 新基本給
⇒地域最賃(10円単位に切り上げ)+職務加算額(下限額)+20円
- 3 地域最賃の改定が行われたときは、改定額に相当する額(10円単位に切り上げ)だけ基本給の下限額の引き上げ
- 4 地域最賃改正により、基本給の下限額の引き上げとなった場合は、引き上げ前よりその下限額を下回る者のみ賃上げとなる

※最賃引上げにもかかわらず、引き上げ前の基本給額が上回っている場合は、賃上げにはならないが、賃金アップもない

⇒【例】 現在→特地(甲※)770円+職務加算額130円 =900円
改定→地域最賃 730円+職務加算額130円+20円=880円
この場合は、賃上げにならず現状通り900円が適用
上記は、京都府甲※地域で職務加算額130円
(通集配混合Iの最低額)の支店

【現行(09年9月現在)の地域別基準額】

特地(甲※・甲◎)	770円	甲地	740円	乙地	700円	丙地	660円
-----------	------	----	------	----	------	----	------

(下記地域は「特例地域」であり、上記区分ではなく下記の金額が適用)

東京・神奈川	甲地・乙地・丙地	770円	滋賀	丙地	700円
大阪	甲地・乙地・丙地	750円	栃木	丙地	690円
愛知	乙地・丙地	740円	広島	丙地	690円
千葉・埼玉	乙地・丙地	730円	茨城・群馬・山梨・ 長野・富山・石川・ 奈良・和歌山・ 福岡	丙地	680円
京都・兵庫	乙地・丙地	720円			
静岡	乙地・丙地	720円			
三重	乙地・丙地	710円	北海道・新潟・福 井・岡山・山口	丙地	670円
岐阜	丙地	700円			

新賃金計算方法

- ① まず自分の現在の「地域別基準額」を前ページの【現行(09年9月現在)の地域別基準額】で確認する。
- ② 次に自分の「職務加算額」を確認する。
※自分の支店(局)が「特・甲・乙・丙」のどの区分かわからない場合、また、自分の「職務加算額」がわからない場合は、フィードバックされたときの賃金通知書を確認する、または、非正規センター(ゆい)のホームページで確認する、あるいは組合役員か管理者に聞く。とくに、「職務加算額」は支店長の権限で決定できるので、支店によって異なる。
- ③ ①と②の金額をプラスした金額が現在の「基本給」となる。
(注意 自分の現在の時給は、この基本給にスキルの金額等がプラスされるので、当然ここで計算される「基本給」より金額は多い)
- ④ 次に、自分の勤務する支店(局)の都道府県の最低賃金額(「別紙」)を確認し、その金額に20円をプラスする(この金額を新しい「地域別基準額」とみなす)。
そして、「職務加算額」は「下限額」が適用とされるので、以下の「表1、2、3、4」を参照し、自分が適用されている区分の下限額(ゼロの場合もある)をプラスしたのが「新しい基本給」になる。
- ⑤ ④の金額から③の金額を引く。その差額が自分の賃金アップ額となる。マイナスとなる場合は賃金の減額はなく、現行の多い金額がそのまま引き継がれて「基本給」となる。
(※上記の「注意」の通り、この「基本給」に「スキル金額」(資格給)と「基礎評価給」(10円)をプラスしたのが「時給」)

(表1) 事業会社「職務加算額」一覧

別表第3 時給制契約社員等職務加算額支給額表

支給区分			職務加算額	
			特地・甲地	乙地・丙地
支店	内務	計画(電話対応を含む)	0~50円	
		窓口事務	0~50円	
		その他	0~50円	
	外務	配達のみ	130円	80円
		通集配/混合I(5時間以上)	130~230円	80~180円
		通集配/混合II(5時間未満)	130~230円	80~180円
		集荷	130~230円	80~180円
		運送	130~230円	80~180円
	共通	総務課等	0~200円	0~100円

左表の通り、「職務加算額」には大きな金額の幅があります。

今回の賃金改定では、各区分の「下限額」を、新しい地域別最賃に基づく都道府県の最低賃金額にプラスし、その金額に20円をプラスしたのが「新しい基本給」とすることになっています。

【例】(時給額ではなく「基本給」)
 千葉市の場合 甲地
 「通集配混合I」で230円が適用されているとした場合。
 現行
 甲地740円+230円=970円
 新基本給
 千葉最賃730円+130円+20円
 =920円
 現行基本給の方が金額が大きいため、賃金アップにはならず、現行の基本給が継続される。
 内務の場合で0(ゼロ)円が適用の場合は、現行の740円が730円(最賃)+20円=750円となるので、10円アップとなります。

(表2) 郵便局会社「職務加算額」一覧

別表第3 パートタイマー職務加算額支給額表(第28条関係)

支給区分		職務加算額	
		特地・甲地	乙地・丙地
郵便局	郵便窓口業務	0~500円	
	窓口業務	0~500円	0~400円
	後方事務	0~500円	0~400円
	集金業務	80~500円	60~400円
	アウトバウンド業務	220~870円	220~770円
	かんぽ募集業務	300~870円	280~770円
	業務インストラクター補助	670~870円	670~770円
共通事務集約センター		0~200円	0~100円
支社・本社		0~200円	0~100円

(注) 雇用情勢・環境が特に悪い地域で、職務加算額の上限額を適用してもなお雇用確保が困難と認められる場合、職務加算の特例として、会社において個別に定める額を加算できるものとする。

前ページの事業会社も、左表の局会社も、雇用条件などによって、職務加算額を増額することができることになっています。

また、局会社は特にですが職務加算額に大きな幅があります。

自分が適用される職務加算額をよく確認して計算して下さい。

東京の事業会社では職務加算額が330円の支店もあります。

(表3) かんぽ生命「職務加算額」一覧

時給制契約社員等職務加算額支給額表

支給区分			職務加算額		
			特地・甲地	乙地・丙地	
統括支店・支店	保険	内務	アウトバウンド業務担当A(指導)	670~870円	670~770円
			アウトバウンド業務担当B(一般)	220~420円	220~320円
			かんぽ業務エキスパートスタッフ	670~870円	670~770円
		外務	一般	0~500円	0~400円
			集金	80~500円	60~400円
	共通	募集担当A(かんぽエキスパート)	募集担当A(かんぽエキスパート)	750~870円	730~770円
			募集担当B(募集専務)	420~540円	400~440円
			募集担当C(集金業務又は高単販査)	300~420円	280~320円
	共通	総務部等	0~200円	0~100円	
	サービスセンター	かんぽ業務エキスパートスタッフ	かんぽ業務エキスパートスタッフ	670~870円	670~770円
一般			0~500円	0~400円	
本社			0~200円	0~100円	

(注) 雇用に係る情勢及び環境が特に悪い地域で、職務加算額の上限額を適用してもなお雇用の確保が困難と認められる場合、職務加算額の特例として、個別に定める額を加算できるものとする。

(表4) ゆうちょ銀行「職務加算額」一覧

別表第2 時給制契約社員等職務加算額支給額表

支給区分		職務加算額	
		特地・甲地	乙地・丙地
一般店	担務A	0~500円	0~400円
統括店(エリア管理を行なう部署を除く。)	担務B	80~500円	60~400円
貯金事務センター(計算センターを含む。)	共通事務	0~500円	0~400円
	一般	0~500円	0~400円
地域センター		0~500円	0~400円
本社・統括店(エリア管理を行なう部署に限る。)		0~200円	0~100円

(注1) 雇用情勢・環境が特に悪い地域で、職務加算額の上限額を適用してもなお雇用確保が困難と認められる場合、職務加算額の特例として、会社において個別に定める額を加算できるものとする。

(注2) 上表中の「担務A」とは、主として(店舗外)渉外事務をいい、「担務B」とは、主として(店舗内)内務事務をいう。

2009年度最賃改定にもなう具体例

※「新賃金計算方法」で計算していただければ、自分の新賃金が計算できます。

ここでは、計算する場合の参考事例として、事業会社の「通集配／混合Ⅰ」の場合での計算方法を掲載します。

(地域別基準額→基準額、職務加算額→加算額、地域最賃→最賃 と略)

★東京都(東京は全ての地域で現行「地域別基準額」の最高額770円が適用)

職務加算額は支店によって異なります(最高330円での例)。

・現行	地域別基準額	770円	職務加算額	330円		「基本給」	1,100円
改定	東京地域最賃	800円	職務加算額	130円+20円		「新基本給」	950円

以上により職務加算額180円以上の支店では時給アップはありません(基本給は現行通り)。

★大阪府甲※

現行	基準額	770円	加算額	130円	=	900円
改定	最賃	770円	加算額	130円+20円	=	920円(基本給20円アップ)

★大阪府甲

(加算額130円の支店)	現行	基準額	750円	加算額	130円	=	880円
	改定	最賃	770円	加算額	130円+20円	=	920円(基本給40円アップ)

★現行が、乙地(特例地域を除く)で職務加算額が下限額の80円の場合の例

現行	基準額	700円	加算額	80円	=	780円が基本給
奈良県乙地	最賃	680円	〃	+20円	=	780円(同額で同じ基本給)
長崎県乙地	最賃	630円	〃	+20円	=	730円(基本給は現行通り)

★現行が、兵庫・京都・静岡の乙地・丙地で特例地域対象の場合で職務加算下限額80円適用地域

現行	基準額	720円	加算額	80円	=	800円
改定	兵庫乙・丙地	最賃	730円	〃	+20円	=830円(基本給30円アップ)
	京都乙・丙地	最賃	730円	〃	+20円	=830円(〃)
	静岡乙・丙地	最賃	720円	〃	+20円	=820円(基本給20円アップ)

★青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、高知、長崎、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄(長崎の一部を除いて丙地)

現行	基準額	660円	加算額	80円	=	740円
改定	青森丙地	最賃	640円	〃	+20円	=740円(基本給は現行通り)
	(岩手、秋田、山形、高知、熊本、大分は最賃640円となり青森県と同じになる)					
改定	島根丙地	最賃	630円	〃	+20円	=730円(基本給は現行通り)
	(鳥取、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄は最賃630円で島根と同じになる)					

※(基本給は現行通り)としていますのは、新基本給が現行と同じか現行より下がる場合です。現行より「新基本給」が下がった場合は、現行額が補償されます。

【NPO法人ゆうせい非正規労働センター】

平成21年度地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額 【円】	引上げ額 【円】	(発効予定年月日)
北海道	678 (667)	11	(平成21年10月10日 ※)
青森	633 (630)	3	(平成21年10月1日)
岩手	631 (628)	3	(平成21年10月4日)
宮城	662 (653)	9	(平成21年10月24日)
秋田	632 (629)	3	(平成21年10月1日)
山形	631 (629)	2	(平成21年10月18日)
福島	644 (641)	3	(平成21年10月18日)
茨城	678 (676)	2	(平成21年10月8日 ※)
栃木	685 (683)	2	(平成21年10月1日)
群馬	676 (675)	1	(平成21年10月4日 ※)
埼玉	735 (722)	13	(平成21年10月17日)
千葉	728 (723)	5	(平成21年10月3日)
東京	791 (766)	25	(平成21年10月1日)
神奈川	789 (766)	23	(平成21年10月16日)
新潟	- (669)	-	(-)
富山	679 (677)	2	(平成21年10月18日)
石川	674 (673)	1	(平成21年10月10日 ※)
福井	671 (670)	1	(平成21年10月1日)
山梨	677 (676)	1	(平成21年10月1日)
長野	681 (680)	1	(平成21年10月1日)
岐阜	- (696)	-	(-)
静岡	713 (711)	2	(平成21年10月26日 ※)
愛知	732 (731)	1	(平成21年10月11日 ※)
三重	702 (701)	1	(平成21年10月1日)
滋賀	693 (691)	2	(平成21年10月1日)
京都	729 (717)	12	(平成21年10月17日)
大阪	762 (748)	14	(平成21年9月30日)
兵庫	721 (712)	9	(平成21年10月8日)
奈良	679 (678)	1	(平成21年10月17日)
和歌山	674 (673)	1	(平成21年10月31日)
鳥取	630 (629)	1	(平成21年10月8日)
島根	630 (629)	1	(平成21年10月4日)
岡山	670 (669)	1	(平成21年10月8日)
広島	692 (683)	9	(平成21年10月8日)
山口	669 (668)	1	(平成21年10月4日)
徳島	633 (632)	1	(平成21年10月1日)
香川	652 (651)	1	(平成21年10月1日)
愛媛	632 (631)	1	(平成21年10月1日)
高知	631 (630)	1	(平成21年10月1日)
福岡	680 (675)	5	(平成21年10月16日)
佐賀	629 (628)	1	(平成21年10月1日)
長崎	629 (628)	1	(平成21年10月10日)
熊本	630 (628)	2	(平成21年10月18日)
大分	631 (630)	1	(平成21年10月1日)
宮崎	629 (627)	2	(平成21年10月14日)
鹿児島	630 (627)	3	(平成21年10月14日)
沖縄	629 (627)	2	(平成21年10月18日)
全国加重平均額	713 (703)	10	

注1 「答申最低賃金時間額」欄の括弧書きは、平成20年度地域別最低賃金額である。

注2 「発効予定年月日」欄は、原則として異議申出がない場合のものである（※印を付したものは異議申出等があったもの）。

注3 各欄に「-」印を付したものは、本年度は現行どおりとの答申がなされたものである。